

出雲問答

佐々木幸見  
吉川賢太郎 編集  
全

特35

828

館			
函	七		
架	一	七	一
號	一	五	三
	冊	號	架
			函

013823-000-8

特35-828

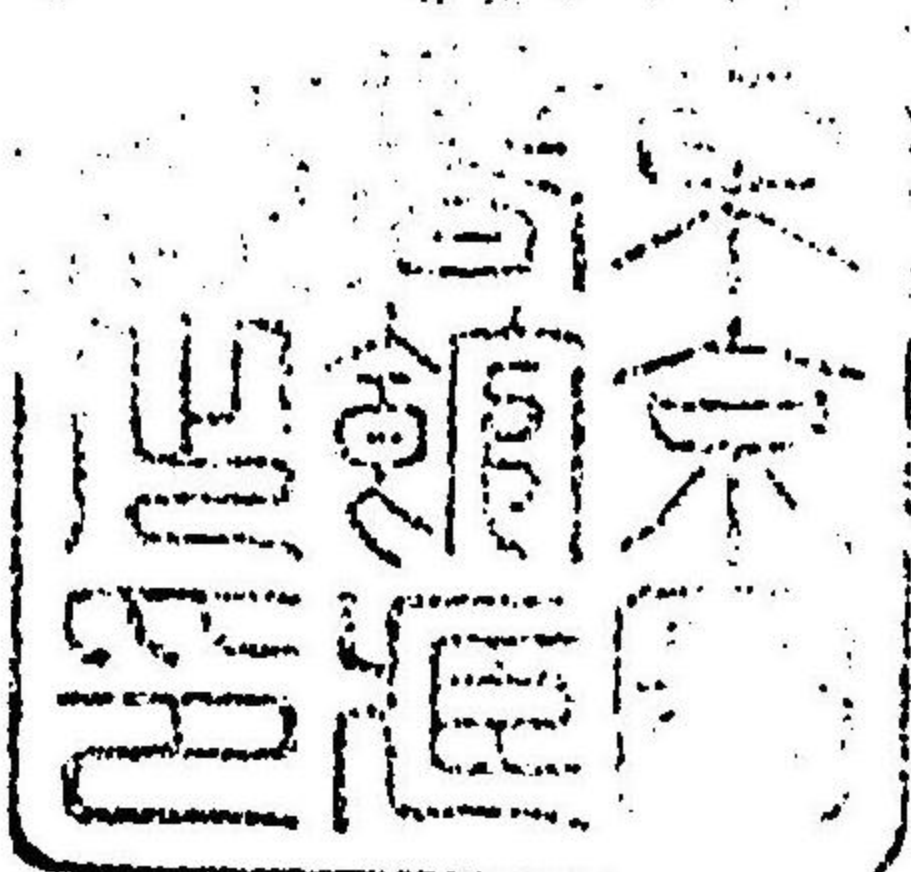
出雲問答

千家 尊紀/述

M12

ABB-0032



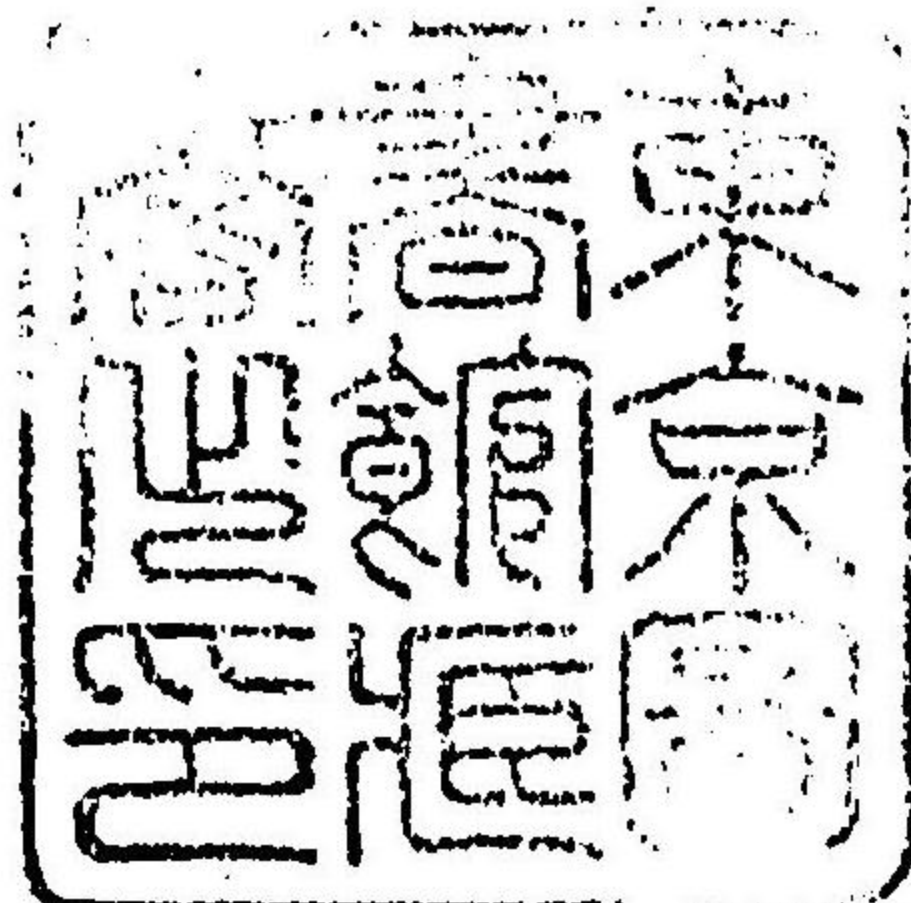


辛苦經營大地球，又為億兆創鑿藥禁，厭之法儼然正大國主之名，而及有天神之命也。讓此國於皇孫，無一毫靳惜之心，身則為幽界大主宰，何其愛民之深，而秉心之公也。是我大神之所以為大神也。抑生也，此身之所安居，何神之所經營，死也，靈魂之所歸往，何神之所

佐々木幸見  
吉川賢太郎 編集

# 出雲問答 全

千家藏



佐々木幸見  
吉川賢太郎 編集

出雲問答 全

千家藏

辛苦經營大地球、又為億兆創鑿藥禁  
厭之法、儼然正大國主之名、而及有天  
神之命也、讓此國於皇孫、無一毫靳惜  
之心、身則為幽界大主宰、何其愛民之  
深、而秉心之公也、是我大神之所以為  
大神也、抑生也、此身之所安居、何神之  
所經營、死也、靈魂之所歸往、何神之所

主宰而病焉、則服藥、或行禁厭之法、以  
癒其病者、亦果何神之所創始歟、吁、生  
前死後、蒙大神之鴻恩如此、而茫焉不  
復、知其所由、而可哉、是此書之所以不  
可已也歟、

明治十二年八月

從五位千家尊紀

出雲問答

佐々木幸見  
吉川賢太郎 筆錄

問 出雲大社といふは古來よりの社號なりや又  
外にも稱號ありや  
答 新古を以ていへば、宮號は古く社號は後なり  
其宮號は天日隅宮、天日栖宮、出雲大神宮、嚴神宮、  
杵築宮等、ふて社號は杵築大社、出雲大社とい  
ふ  
問 祭神は大國主神と承はるが相違なきふや

答いゝるふも祭神は大國主大神ふて此大神は天  
 下を經營し又幽冥の主宰とます故ふ御功德廣  
 大ふて御名も數多ある事なり  
 問數多の御名とは如何ふ一々教へたまへ  
 答古事記ふは五の御名傳えり神代記ふは七の  
 御名ええ猶古語拾遺出雲國造神賀詞大倭神社  
 注進狀其他の書ふも數多の御名の傳えざるな  
 りさて其御名は大國主大神といふと始大己貴  
 神顯國魂神大國魂神大物主神大物主奇瓊魂神  
 八千矛神大地主神葦原色許男神三穗津彦神伊

和大神廣矛魂神兵主神など稱へ奉りまた所  
 造天下大神とも國作之大神とも幽冥事知看大  
 神とも稱へまをすなり  
 問御名の謂と御神徳とを概畧ふても承りたし  
 答御名は御神徳ふ因て負はせるものふて御名  
 の謂といふふは必御神徳といはねばならぬ事  
 なり何となきは御名ふ然負はすべき實ありて  
 負はせるふて人の名ふ實なくて畧稱へたると  
 は異なるものなきは神の御名は唯其御功德を  
 畧めていふと思ふは誤なり尋問の事は次々ふ

答ふべけきは前述の事を先心得おきて聞くべし  
 問 大國主神とは如何  
 答 大國主とは大國の主神といふ義ふて大國とは廣く全地球を指ていへども國は人民の住所なきば唯土地をいふとは異ふて土地のみふして人民の未だ住居せざれば國とはいはざるなり故ふ大國主大神は天下を經營し人生要需の事物を蕃殖して人民をして其業ふ安むじ其所を得さしめ給ひて治め給ふ御職掌の名なきば

天下の主といふ意なり此御名は須佐之男尊の汝大國主神となり又顯國魂神となきと仰せらるし御教命ふ違えず天下を經營して大功を立給へる故ふ御名ふは負はせるふて天神の勅ふも少彦名命と兄弟となりて此國を造り堅むべしと仰せられたきは天下を經營して其主神となり給ふは天神と須佐之男尊との御言ふて定まざるなり従前一國の領主を國主と申したるも一國を所有して支配する上よりいふふて大神は廣く全地球の惣支配を遊むしたるより

て大國主大神といふ事を知るべし  
問大己貴神とは如何

答大己貴の大は大國主の大と同じく廣く大なるをいふ名ふて唯御徳を譽めていふふはあらず己貴は名持とも書き又奈牟遲ともありて名は此地をさしていふ稱よて持は其地を所持する由の意なり地を名といふは産土神のウブスナといふナも土地の義ふて従前庄屋を名主といひしも其土地を支配するより起るなり大名小名といふも土地を所持する大小ふよりて

いふ名なり地震をナ井といふナも地の事なり井は震の義なり然せば大己貴とは天下を經營し田圃を開墾し農事を興し其土地を所有し給へる御徳を稱へ奉るふて唯御功業の廣大小て御名の廣く聞えたるを名譽としていふふはあらざるを知るべしさきは古人の天照大御神を大日靈貴といひ大神を大己貴といふより之を天地の二貴と稱したるは實ふ然る事なり問八千矛神とは如何  
答武威の勝を給へるより負はせる御名ふて八

千矛とは多くの矛を持給へる義なり其譯は天下を經營し給ふ時小廣矛を杖として邪神を撥ひ平らげましゝ因て八千矛神といふ由大倭神社注進狀ふ見え又天神の勅ふ應じて皇御孫尊小國土を譲り給ひし時小平國の時杖とし給へる廣矛を授けまして吾は此矛を以て治功あまば皇御孫尊ふも此矛をもちて國を治め給はば必平安ならむと仰せらむし事あまば廣矛魂神また兵主神といふ御名は是ふ因て負せるなるべしさて武威の勝を給ひしは大神の御言ふ

此國は本より甚く荒びて磐根草木まで咸強暴たりしを吾己ふ摧伏せて順はぬものなりとあるふて全地球の隅々まで御威勢の及べる事は知らむ其上ふ國讓の時ふ天神の御使ふ對給ひし御言ふ吾もし防ぎなば國內の諸神は悉く我と共に防ぐべきを今吾天神の勅ふ應じて天下を奉る上は誰か又順はざる者あらむと仰せらむし果して國神の違ふ者なかりしは總て國神の動靜は大神の御心次第なりし事を辨ふべし



問 顯國魂神とは如何  
 答 此御名は大國主神といふと同じく須佐之男  
 尊の御教命の如く御功業を立給ひて然る神と  
 なり給へる故に御名として稱へまをすなり其  
 は大國主とは天下を經營して主たる神となり  
 給ふ義ふて顯國魂とは顯國は則地球の事ふて  
 其地球の御靈神となりて天下に恩頼を蒙ら  
 め給ふ神といふ意なまはは大國の主とます時の  
 又の御名ふはあらて幽冥に入り給へる後の御  
 名なり然まば天下の主神として世をも人をも

治め撫給ふ事は放まませまとも幽冥の主宰と  
 して天下を守護給へるは吾は百足らず八十限  
 手ふ隠りて侍ひなむと詔給ひ又幽事を治めむ  
 と仰せらましたるふて明らかなり是顯國魂神と  
 いふ事の一なり  
 問 大物主神は如何  
 答 大物主の大は廣くいふ名物は萬に亘りてい  
 ふ名ふて物主とは神を始人の靈魂其他靈ある  
 物の幽冥に屬たる限は悉く掌り給ふ由の義ふ  
 て此地ふあらゆる物實の主宰ふます意なり即

神名帳小播磨國宍粟郡大倭物代主神社といふ  
 り又物主といふふ武威の勝をさせ給ひて國神  
 を統率給へるふ由あるは武人をモノノフとい  
 ふは常ふて武士の長立たる人を物頭といひ弓  
 鎗の類を物具といふ事あり饒速日命の裔を物  
 部といふも衆多の軍人を率ゐて仕奉るふよ  
 る事なまば日本紀纂疏ふ八十萬神皆統屬於大  
 物主之神也といへるが如く八十萬神の首渠と  
 なり給へるふて物主は神之大人といふが如く  
 偕此御名は天神の幽冥の主宰と定め給ひし時

小賜へりと覺しき由は天神の勅の如く天下を  
 譲り避けまして天小昇り給ひし時天神の仰言  
 小八十萬神を領ゐて永く皇孫の爲小護り奉る  
 と詔給ひしは八十萬神の長として幽冥小主宰  
 たる由なまば此時小賜へるなるべし

問奇瓊瓊神とは如何

答櫛瓊瓊の櫛は奇異なる神徳を稱へていふ名  
 瓊瓊の瓊は御食の義ふて衣食住となる諸物を  
 蕃殖せしめ給ひて靈徳を幸へ給ふ由なり大神  
 は天下を經營り給ふ大功徳ましませば萬物小

靈徳を幸へ給ふは勿論なきども此は衣食住ふ  
 幸へ給へるをもて稱へ奉るなるべし又或説  
 ふ奇は神語の幸魂奇魂守給幸給といふ奇魂の  
 クシといふふ同じく數多の物を連合せて一ふ  
 なすの義ふて申の字の如く貫き合する意なり  
 甕は嚴ふ同じく大なるをいひて幽冥の主宰と  
 して神人の諸靈を一ふ總掌り給ふ由の御名な  
 りともいへり  
 問 大國魂神は如何  
 答 國魂神は國々ふありて其國の魂神として守

護し給へるを其を一ふ合せて主宰し給ふ上よ  
 り稱へ奉りて惣轄の意を以て大の字を加へて  
 大國魂神といへるなり其は大倭神社注進狀ふ  
 倭大國魂大神は天下を経營し大造の績を立給  
 ひて大倭豊秋津國不在て國家を守り坐せるふ  
 因て號けて倭大國魂神亦大地主神といふとあ  
 るを思ひ合すべし抑此大國魂大神は天照大御  
 神と共に天皇の御殿内ふ祭らる給ひしを崇神  
 天皇六年ふ神威を畏みまして天照大御神は大  
 和國十市郡笠織邑ふ大國魂大神は同國山邊郡

市磯邑小祭らしめ給ひて天照大御神は垂仁天皇御世二十五年小伊勢國度會郡五十鈴宮小遷り鎮り坐せざるを大國魂大神は其所を動きまされ今小鎮座なり此社を大和神社といふ市磯邑は後小新泉村といふさて大國魂大神の天照大御神と共に御殿内小祭ら給ひしは孝昭天皇御世元年七月小天皇の御夢小一貴人現はまされて自から大己貴神と稱して曰はく我和魂は神代より三諸山小鎮りて神器の昌建を助くる事小荒魂は大殿内小在りて寶基の衛護とな

せりと教へ給ひしよる由大倭神社注進狀小  
 又えたるは神代小大國主大神の顯事を皇御孫  
 尊小避奉り幽事を知食す時小其荒魂とます大  
 國魂神近き護となりて天照大御神と共に御殿  
 内小祭ら給ひしは甚も重く敬ひ給ふ極よて  
 然あるべき事なりさるは天照大御神は天皇の  
 御系統の御祖先小て大國主大神は天下を經倫  
 給ふ御職掌の御祖業の神小富らせ給へばなり  
 問大地主神は如何  
 答垂仁天皇御世二十六年小倭大國魂神の穂積

臣遠祖大木口宿禰小神懸して誨給はく太初の  
 時期りけらく天照大神は悉ふ天原を治めま  
 皇御孫尊は専ら葦原の中國の八十魂神を治め  
 まし我は親から大地官を治めむとあるは國避  
 の後天上ふて期り給へる事を取出て此小誨へ  
 給へるなり然まば大地官とある大は天下ふあ  
 らゆる地官とすべていふ名ふて地官とは地主  
 といふ小等しくて大地の官を治め給ふ小より  
 て負はせる御名なりさて大江匡郷記ふ加茂大  
 神者日本地主神也とあるも山城國愛宕郡下加

茂村の加茂御祖神社小鎮座す大己貴大神の事  
 ふて筑後國神名帳ふ山門郡天下地主神といふ  
 名のええたるは大神の天下の地主たる神をす  
 べまして治めませるが故なるべし然まば神代  
 紀口央ふ國神猶言地主也といへるが如く國々  
 所々小鎮座して守護し給ふ國魂神産土神は則  
 其地の主たる神ふて此大地ふあらゆる神は悉  
 く大神の統屬なきば天下物産土社と仰ぐべき  
 は出雲大社ふて天下地主神と敬ふべきは大神  
 なる事を知るべし然るは大神の和魂荒魂と分

きて鎮座す社は多くあきども總本社は本つ靈  
 の鎮ります出雲大社なる事論ふを俟たざれば  
 なりざる故小幽政の大本を執扱ひ給ふ神廷は  
 出雲大社ふて諸國の神等の参り集ひ給ふは其  
 教命を請ひ給ふ爲なると思ふべし  
 間章原色許男神とは如何  
 答章原とは大地をいふ名ふて其譯は大神の少  
 彦名命と共ふ天下を作りまし、時小浮漂へる  
 國土の締るべき料小章管薦等を殖生まして作  
 り堅め給ひしふよりて章原國といふよ一大三

輪神社鎮座次第能ふええたり色許男とは色許  
 は勇猛なるを美めていふ名ふて後世の言小勇  
 猛の人を鬼神の如しといふ小同じさきはかく  
 御名ふ負はせるは天神の此章原國ふて勇猛神  
 小坐すを賞譽し給ひて負はせる御名なるべし  
 問三穗津彦神は如何  
 答神名式ふええたる駿河國蘆原郡御穗神社小  
 鎮座すよ一は同國風土記小所祭大己貴命又號  
 御穗津彦御穗津比咩命也とあるふて明らか  
 りさて天神の勅のまゝ小天下を遊まして天小

登り給ひて誠款の至を陳し給ふ時高皇產靈  
 神大神小のり給はく汝もし國神を妻とせば吾  
 猶疏心あらむと思ふとて其御女を妻となし給  
 ひしを三穗津比賣とまをし又御子の御名小三  
 穗須々美命といふなど皆大神を三穗津彦と稱  
 へまをすふ因て御妻も御子も其御名小負はせ  
 るなるべし  
 問伊和大神は如何  
 答播磨風土記ふえたる御名ふて此國の穴粟  
 郡小は伊和村といふもありて同風土記ふ穴粟

郡伊和村は本名神酒といひて大神酒を此所  
 醸み給ひし故に神酒村といふ又於和村の大神  
 國作り訖へ給ふ以後於和村ともいふ我美岐と  
 いふも等しと見え伊和は酒を醸給ひしより  
 いふ名ふて美和と伊和とハ通音よて同じく神  
 酒の義なりとせば伊和は大和國城上郡大神大  
 物主神社を三輪といふも同じく和とは銅など  
 の惣名ふて出雲國造神賀詞ふは伊和といふ事  
 も見えて三輪神社は御同神ふましまして三輪  
 は御環の義ふて神酒を入る器なるがやがて

物の名ふも通はしいふ例なりさて此三輪神社  
 は大國主大神の和魂と天皇の近き護と鎮め給  
 へる社なまば古大和國ふ皇居を敷坐りし御代  
 ふは殊ふ崇め奉らして唯大神とのみ申せば即  
 て此大神の御事なりしより遂ふ其大神といふ  
 文字を大三輪といふ用ゐる事となりて大神  
 の二字をオホミワと訓む事を以ても此大神の  
 尊むべきを知るべし  
 間所造天下大神亦國作坐大神といふは天下を  
 經營給へる御功德より稱へまをす御名なるべ

く幽冥事知看大神とは幽冥の主宰として大地  
 官となり給へる御徳を稱へいふ御名と聞ゆる  
 を願はくは幽冥の事を御教示ふ預りたり  
 答幽冥の主宰となり給へる由緒は前條ふ畧い  
 へるが如くなまを猶委しくいはし幽冥事を知し  
 めずとは國神は更なり天神も此國土ふ祭る  
 又世ふあらゆる人の靈魂を總治め給ひて人力  
 の及ばぬ限の事は悉く取持まして天下ふ恩頼  
 を蒙らしめ給ふ事をいへるふて八十限手ふ隠  
 りて侍ひなむと詔ましし御音をうかひ奉る



小八十限手といふ八十は廣くいふ意ふて限手  
 は限道小同じく限々しく顯はならぬ界をさし  
 ていふ幽冥をカクヨリヨと訓む如く隠きて見え  
 ぬ所なきば八十限手はやがて幽冥なるを知る  
 べし侍らひなむといふ侍らひは目をつけて物  
 を熟々と見るをヨモルといふ小同じくきよら  
 ひのきは真の意ふて欠なく足整ひたるをいふ  
 よしなきば侍らひなむといふふて何事ふまき  
 御心をつけまして至らぬ限なく残る方なく顯  
 世を伺がひ守り給ふ義なり幽事を知らむと仰

せらきしも又この意ふて耳目の視聽する事な  
 らざる神界の事取持て世をも人をも守り幸へ  
 給ふよくなり然きば顯世の事とり給ひし間は  
 天下の主として國土を開墾修理して人民を蕃  
 息なきしめ給ふ事小御力を盡し給ひ衣食住を  
 始人生要需の事物を國土小備へおきて人民小  
 便利を得しめ給ひ又疾病を療治せしめむと  
 て醫藥の術を教給ひ災障を攘はしめむとて神  
 咒の法を傳へ給ひは千小萬小人民の幸福を  
 厚からしめ給ふ御意の外なきを天神の勅もち

て幽顯の主宰を詔分け給ふに因て多年御心力を盡して經營し治め給へる國土を毫も愛惜の念なく速ふ諾ひまゝして皇御孫尊ぶ護り給ひしは其御心の潔白なる事いふも愚ふて如此顯世の事は譲り給ひても己命の治め給ひし時の如く國穩ふ人安らむ事と慮りまゝして平國の廣牙を授け給ひし事あるは唯其武器を傳へ給へるのみならず顯政の爲すべき事の狀を教へ傳へ給ひしなるべし加之幽冥に際りましては天皇の近き護として恩頼を幸へ給ふな

ど熟々と思ひ奉るは我人をして其所を得さしめ給ふ御心不あらざるはなくまゝして幽事の主宰として靈魂を永遠に治め給ひて善を褒め惡を憐みて高き神位に列なる事を得さしめ給ひ歡樂を無窮に受けしめ給ひて生前に深く心を留めし事物又子孫の上には靈徳を施す事さへふ得さしめ給ふは實に仁愛無限の御心より出る者ふして我人の生きて衣食住に安むずるは天下經營の恩徳ふよるべく死して靈魂の歡樂を受くるも幽冥主宰の仁愛に關する事なれば

生前死後共ふ其恩頼を謝し信頼すべきは所造  
 天下大神なり幽冥主宰の大神なりと心得て只  
 管ふ大神を敬ひまつべきなり然るふ靈魂の  
 事は中世以來の習慣ふ目眩み心惑ひて神の守  
 護は唯生前ふのみある如く心得て死後の靈魂  
 を治め給ふ神恩を知らざる輩も少からぬは是  
 やがて限りなき恩徳を受くべき身ふありなが  
 ら我と我方より幽冥の歡樂を捨つるものなり  
 この故ふ神を敬ふは必靈魂の永遠ふ恩徳を受  
 くる事を信じて生前死後共ふ頼み奉るべく且

己の心を直くし行を正しくして神の照覽ふ愧  
 おざる人とならざるべからず殊ふ神は一視同  
 仁の大徳ましまして我人の別なく皆愛子の如  
 く守り幸へ給ふ事なまは其御心ふ背き奉らぬ  
 様ふ人を愛すること己を愛するが如くして獨  
 己を利する事をのみ考へず人と共ふ幸を厚く  
 せむと勤むべきなり然まは人の困厄するは願  
 えず己の榮をのみ専らとするは神慮ふ悖ると  
 知るべく人の見聞せざる所なりとして惡事をな  
 し耳目の及ばぬ所なりとして心中ふ惡念を生ず

うは神の照覽を忘れたると思ふべく生前の事  
 ののみ神力を仰ぐは永遠なる神恩を自分より  
 限ると心得べく是等の迷なく生死不疑信賴す  
 るは眞ふ能く神ふ仕ふる道を知る者といふべ  
 一借靈魂は皆大神の御治め預る事故ふ大社  
 境内銅鳥居の外なる松原の西側ふ靈社を建て  
 氏子教會講社を始め志願の人の祖靈合祭を許  
 す事ふて其節は先本宮ふて靈魂の過犯し、罪  
 穢あらば祓清めて分涯相應ふ神位ふ列ね給は  
 む事を祈念の式ありて次ふ合祭するなり

問御神徳は御教示ふて明らかふ知られたるが  
 如何ふも御示しの通り敬神するふは第一ふ神  
 慮ふ背く事の無き様ふ吾身を戒め慎まねばな  
 らず永遠ふ靈魂の神徳ふ浴する趣を確固ふ心  
 得て生死共ふ信賴せねばならぬ道理の明らか  
 ふなりぬまば是からは本社御建築の事を承り  
 たく思ふなり初めて建築ありしは神代と承は  
 きども詳なる事を忘らねば御教示を願ふ  
 答御建築の初は神代ふて其時は前條ふ申した  
 る天下を皇御孫尊ふ譲り給ひて幽事の主宰と

なり給へる時なり其次第は須佐之男尊の大國  
 主神となり又顯國魂神となりて吾女須勢理見  
 賣命を嫡妻として宇迦山の山本小底つ石根小  
 宮柱太知り高天原小氷椽高知りて居きと詔給  
 ひし此地小鎮座の起元ふて御教命の如く天  
 下を經營りまして大國の主となり給ひて此所  
 小大官を造りておはせしと天神の勅のまゝ小  
 天下を譲り給ひ顯國の御靈神として幽事を主  
 宰し給ふ事となりても猶從前の所小鎮座すべ  
 きは須佐之男尊の顯國魂神となりて云云とい

ふ御教命小含みたる事なるが今回は天神の勅  
 もちて諸神小負せて建築かゝめ給ふ小板は廣  
 く厚く柱は高く太く千尋材繩をもて結堅めて  
 廣大なる宮殿を造り給ひ高橋浮橋天鳥船など  
 いふ物を始千萬の品をも作り備へ神田をも寄  
 せ給ひて御心小適へる天穢日命を祭主と定め  
 給へば大神も其懃懃なるを甚く喜びまして鎮  
 座し給へるなり是建築の起元の概畧ふて此地  
 を杵築と名づくるも諸神の集りて大宮を杵築  
 き給ひしふよる事なり此時の宮制は世小三十

二丈といひ傳ふるがやがて諸神の造り給ひ  
なるべし其後宮制の變遷と見え垂仁天皇  
の御時ふ大神の御誨ありて吾宮を天皇の宮殿  
の如く造るべしとありし故ふ菟上王をして神  
宮を造らしむといふ事の古事記ふ見えたるは  
皇居の如く造り給ひなるべし鐵輪の造營と  
いふは其指圖傳はざるが此は數多の木を結び  
合せて鐵輪をして堅めて柱を建らしむより然  
ふ名さへ起りて十六丈の宮造といふはこの時  
の事なるべし齊明天皇御世五年ふ嚴神宮を作

るとあるは社記ふ此御代ふ正殿式を定めら  
しより其法ふ因るを正殿式といひ其官制ふ不  
滿を假殿式といふと見えたる時の事ふて高八  
丈潤六間四方なる今の社殿は此御代の定制な  
る正殿式なり然せば今の社殿は上古ふ比す  
ば小さくなりぬまども造營の度毎ふ諸神の行  
事し給ふ事は天仁三年七月四日杵築浦ふ大木  
百本不意ふ寄來たりし時因幡國の宇倍神社の  
託宣ふ見えたりさて其寄木を以て永久三年の  
御造營は爲らしたるふ因て是を寄木の造營と

いひ傳へたり世は移り變はまども如斯神威は  
 赫耀たる事ふて康治二年三月十九日ふ左辨官  
 より出雲國ふ下さきたる宣旨ふ彼社者天下無  
 雙之大厦國中第一之靈神也とあるが如く前述  
 の趣ふて建築の起元また神代已來宮制の沿革  
 の一端を知るべく委しくは造營沿革圖辨をえ  
 て明らむべし  
 問 寄木の御造營の次第を詳ふ承りたし  
 答 數多の大木の寄來しは天仁三年七月四日ふ  
 て其木もて造らましより寄木の御造營といふ

るが此時因幡國宇倍社ふます神の託宣ありし  
 事あり序ふ御話ふ及ぶべし其は同時ふ因幡國  
 上官の邊ふ長十五丈口壹丈五尺の大木壹本寄  
 來しを在地の人は疑をなしながら是を伐取ら  
 むとするふ大蛇件の木を纏ひて居ける故ふ諸  
 人恐きて退きぬ然るふ伐取らむと計し者ども  
 は病苦ふ惱さるゝこと類なりけまは種々と祈  
 となしけるふ御示現ふ云く出雲大社造營の度  
 毎ふ諸國の神等行事となると今度は我が行事  
 ふ當りて御材木を採進りぬ仍て件の木は我得





殿あり拜殿の前東西に對立せる東を會所といひ西を廳舎といふ今社務所となせり此廳舎の前北に御饌井あり後の方には鑛火殿あり其南に神廐あり觀祭樓の下に水舎あり瑞垣の東西に長き社二宇あるは十九社なり東の十九社の北なるは釜社なり西の十九社の北なる二宇は氏社なり氏社の北にあるは寶庫なり夫より北の建宇は文庫なり後の山を八雲山といひて麓にあり社は素鵝社なり第三の垣を荒垣といふ入口の七箇所ある故に七口御門といふ銅鳥居は

毛利家の寄附して寛文六年防長兩國の國守たりし毛利綱廣の建立なり是より以前天正二十年綱廣の祖父輝元の寄附せらるし銅鳥居は西方の南なる七口御門内にあるしが寛延二年九月二日夜倒れつるを弘化三年國守松平氏の計らひふて大炮二門を鑄造せらるし五百目筒を獲威鉤といひ三百目筒を神風と號して今八足御門内ふ納めてあり荒垣外東に警監所あり西に靈社あり並松の馬場の東の田中ふ杵那築森あり西の田中ふ千本松といふあり石橋の南の鳥

居と中の鳥居といふ欄干付の橋を被橋といふ  
 其南の鳥居を大鳥居といふ昔は松寄下村とて  
 壹里餘距離の所ふ廣大の鳥居ありし由ふて今  
 ふ其跡を鳥居田といへるが前年其所より鳥居  
 木の化石を掘出し、事あり猶往昔は飯石郡の  
 三刀屋郷ふ大社の御神門のありし由は出雲風  
 土記ふえへたり

問 攝社は幾社ありや

答 大神 大后 神社 神現 伊能 知比 賣 神社 神現 御子  
 神社 氏 社 二 宇 素 鷄 社 の 六 社 を 境 内 攝 社 と い ぶ

神現 伊能 知奴 志 神社 大穴 持 伊那 西波岐 神社 阿  
 須 伎 神社 因 佐 神社 大穴 持 御子 玉江 神社 大穴 持  
 御子 神社 上 宮 出雲 井 社 湊 社 の 九 社 を 境 外 攝 社  
 と い ふ 惣 て 十 五 社 な り

問 末社は如何

答 十九社 二宇 釜 社 の 三 社 を 境 内 末 社 と い ふ 下  
 宮 大 歳 社 祓 社 の 三 社 を 境 外 末 社 と い ふ 惣 て 六  
 社 な り

問 是より攝末社の祭神と御神徳とを聞かむ先  
 大神 大后 神社 は 如何

答御向社ともいひて嫡妻須勢理毘賣命を祭る  
 此神は須佐之男尊の御女ふて須佐之男尊の大  
 神ふ教給へる御言ふ吾女須勢理毘賣命を嫡妻  
 として宇迦山の山本ふ居せとありて天下經營  
 ふも大神を輔けまして大さ功績を立給ひは  
 云ふも更ふて御威徳勝を給ひて古事記ふも頸  
 懸りて今ふ至るまで鎮座すとありて御夫婦の  
 御睦びいと美はしく御婦徳具はり給ひなり  
 問神魂伊能知比賣神社は如何  
 答天前社ともいひて蛸貝比賣命蛤貝比賣命を

祭る二神は大神のいまだ大御稜威を顯らはし  
 給はざりし以前ふ八十神の災ふ遇ひて御身を  
 焼石ふ焼着かきて惱み給ひ一時天神の命もち  
 て天降り來まして蛸貝比賣命はきさげ焦し蛤  
 貝比賣命は水を持って乳母の乳汁と塗給ひか  
 ば美しき男となり給ひ由古事記ふへたき  
 ば其功徳を稱へて伊能知比賣神とはいふなる  
 べし  
 問神魂御子神社は如何  
 答筑紫社ともいひて祭神は多藝理比賣命なり

此神は天照大御神と須佐之男尊と御誓の間小  
 なりませる女神三柱の第一小生まゝ神小  
 筑前國宗像神社ふます神なりさる故小筑紫社  
 といふ名は起るなるべし此神は葦原の中國  
 の宇佐島小天降まゝして今海北の道中ふまゝして  
 道主貴といふ由神代紀ふえたるを大神の御  
 妻として阿遲須伎高比古根神下照姫神を生み  
 給へり  
 問素鵜社は如何  
 答須佐之男尊の鎮座ふて此神は伊邪那伎伊邪

那美命の天下の主たる神を生まむと御心を凝  
 らして生み給へる御子の一柱ふて御父の大神  
 も珍御子として殊小龍愛し給ひて天下の君と定  
 めましゝを其職を治めまさずて御母伊邪那美  
 命のいます根國小行ひまく思ほしゝ故小御  
 父の大神は御心よからずおほほしかがら請の  
 まゝ小許し給へば天小も昇らして御姊天照大  
 御神小別を告げ給ふ時大御神は惡心ありて昇  
 り給ふならむと疑ひて待問給ふ時小須佐之男  
 尊は赤心の徴小男御子を生みまさむとて御誓

ひの時ふ大御神の纏き給ふ玉を請得て男御子  
 五柱をなし給ひ大御神は須佐之男尊の剣を以  
 て女御子三柱をなし給へるふよりて異心なき  
 由を知らし給ひしを須佐之男尊はさきばこそ  
 我赤心なりしものをと勝さびふ傲り給ふ御心  
 おこりて種々の御荒びも有しを祓の徳ふ因て  
 後ふ和み平らぎまして天の壁立限とて天地の  
 極を見廻り給ひて其以前御父の大神の事依し  
 給へる天下の君たる職を治め給ひて世をも利  
 し人をも益し給ふとして御子神等ふ命せて種

種の事をなし給ひ大き御功績を立まて遂ふ  
 御素志の如く根國ふ出ましと天下の事は大  
 國主大神ふ讓給ひて經營なさしめ給へるなり  
 問氏社は如何  
 答今は二字共ふ同じく氏社といへども北方を  
 若宮といひ南方を氏社といひしよし千家舊記  
 ふええたりさて祭神は北ふ天穗日命南ふ宮向  
 宿禰命を祭る若宮といふは本宮ふ對へていふ  
 名ふて氏社とは出雲氏の祖神を祭るふよりて  
 いふなり然るに北の方を意字足奴命といふは

全く誤ふて其由は千家舊記云く當宮之末社若宮氏社者祭天穗日命與宮向宿禰本宮御神體者西向賜此兩社者東向相對而鎮坐共守無窮之道神々相續而十七代而後至人代稱宮向臣とあるふて明らけし實ふ舊記の如く此社の東向きて本宮の御内殿の西向なるふ相對へるは祭主として仕へらまし天穗日命の今も御前侍らひて幽冥の神事ふ仕奉り給ふ神理ふかなひていといと尊く奇しき事なり抑天穗日命は天照大御神と須佐之男尊と御誓ひの時ふ生坐せて

る男御子五柱の第一は天皇の御祖神天忍穗耳尊ふて第二は此神なり天神の勅以て皇御孫尊と天下の君たらしめむとして先最初ふ天下の形勢をえさしめ給ふ御使を撰び給ふ時ふ諸神は皆天穗日命は神傑なり是選すべしとの申立なりけしはやがて天神の勅を蒙りて天翔り國翔り天下を見廻りて大神の御心ととり給ひ天ふ還り昇りて委曲ふ事状を奏し給ひさて議り給はく己命の御子天夷鳥命ふ建御雷神を副へて天降し皇御孫尊の爲ふ安國と平らけく知

しめさしめむと申して二神を天降し給ひしかば大神は遂ふ天下を譲り給ひ國神は皆服ひたりしを天神の御心ふ適ふのみならず大神も甚く寵愛し給ふふ因て其御心ふ適ふ神をもて祭祀を主とらしむる時は大神の御爲ふも皇御孫尊の御爲ふもよかるべしとて天神の遠く深く慮りて祭主ふは定め給へるなり官向宿禰命は天穗日命より十七代の裔ふて此神の時ふ始て出雲姓を給へりといへり

問 神魂伊能知奴志神社は如何

答 命主社といひて神皇產靈神の鎮座ふて此神は造化三神と稱へ奉る中の一柱ふて天地萬物の生出る造化の作用を掌り給へる神なせば世ふあらゆる物は此神の産靈の徳ふ洩る事なす借大神の八十神の災ふ遇ひ給ひし時ふ蚶貝比賣蛤貝比賣二神の施術ふ因て美男となりましよ素より此大神の産靈の徳を二神ふ幸へまして天降し遣はして療めしめ給へるなまは命主社と稱へ奉るなり

問 阿須伎神社は如何

答阿遲須伎高比古根神を祭りて此神は事代主  
神と同神ふて大神第一の御子なりきて御名の  
須伎は鈕ふて御父大神の五百津鈕の神鈕を取  
り給ひて開墾修理の事を勤め給ひしと此神も  
其方ふ勞きまゝとを以て須伎としも御名ふ負  
はせるなるべしとをば國土經營ふ勞きまゝし  
とを以て御名ふ負はせるは御父大神の御事を五  
百津鈕の神鈕とりとらして天下造らし大己  
貴命とも稱へ奉るは其御功業を轉け給へる此  
神の御名ふ鈕といへるは然あるべき理ふて丹

波國嶽山神社記ふ大國主大神と大山咋神の事  
を此神等自取鈕嶽以成此功焉依之崇奉而號嶽  
山大神也とあるは明證といふべしさて此神を  
大山咋神とも別雷神ともいふは同社記ふ見え  
たる如く山を割きて川を通し水土と分ちて田  
となし給ひし御功業ふ因る事なるを志るべし  
然るば山城國愛宕郡加茂別雷神社は此神なる  
由元曆奏上記出雲大社小縁起其他の書ふ見え  
たる中ふ出雲大社小縁起ふ山城國加茂大明神  
者當社第一王子阿式大明神是也とあるふて著



明なるが上ふ加茂御祖神社は大己貴命玉依姫命なる由二十二社註式を始め諸書不ええたをばうたがふ所なく加茂別雷神社は此神の鎮座なるを知るべし大山咋神といふも即同神ふて山城國松尾神社ふ鎮座なる事は元曆奏上記和漢三才圖會などの諸書不ええて松尾大山咋神は大己貴命の御子とあるふて明らかになりまた一言主神とも申すは御名の如く決斷の速なる神性不ましまして天神の御使の國讓の諾否を問ひ給ふ時ふ大神は自己の御心ふのみ決し給

ひては悪かりなむと慮りて此神不問はしめ給へるふ速けく天神の勅ふ應じて天下を選給へと勧め給へるまふ御父大神は素より然思ほしつる事なまば實ふ諾なりとて其旨を御使ふ對へ給ひ且此神を神の御尾前とて國神の取締となし給へば天神の勅ふ違ふ神は一柱もなきをえても此神の威徳の勝を給ひしを知るべし然まば大神の御子百八十一神とますが中ふも珍子十五柱を諸國ふ頒ち遣して百姓ふ恩頼を蒙らしめ給ふ事のあるは此神の其珍子の最首

なるはいふも更なりさる故に攝社中ふても社殿宏造なる方ふて拜殿門神社荒垣鳥居などありて延喜式神名帳ふは阿須伎神社同社坐某社といふが數多あるも謂ある事なるべし

問出雲井神社は如何

答出雲路社といひて祭神は岐神なり此神は大神の國讓の時ふ吾ふ代りて仕奉るべしとして天神の御使ふすゝめ給ひし故に御使の神は此岐神を郷導として天下を巡回し給ひて共鎮撫ふ力を盡し給へる神なり

問大穴持御子玉江神社は如何

答乙見社ともいひて下照姫神を祭る又名を稚國玉神といふは父大神の大國魂神といふふ對へたる御名なるは女神ながらも國土經營ふ力を盡して大神を輔けまして功績を立たまへるなるべし然るはおのづから御威勢もありし故に天若日子の此國を得むと欲ふ心から此神を娶りしならむと世ふ論へる説もあるは然る事なるべしさて玉江といふは昔菱根池とて湖の如く大なる池ありて其江を玉江といひしふよ

るべし此池は千家ふ傳ふる古繪圖ふは明らか  
ふ書たるを今は埋きて皆田となりて入南江田  
八島菱根演を新田五箇村といひて其池の入江  
の南なる地を入南といひ其江の田となさるよ  
り江田といひ八島菱根の名も皆池ふよあり  
昔は此社入南村ふありし趣ふて尊光國造の舊  
記寛文五年九月二十二日の條ふ柳乙見社根本  
者自是東在砂演其所于今號乙見然三十年以前  
寛永十三年大社御社内江引之建立也勘其記寛  
永十三年十月八日同社於大社瑞垣之東邊有柱

立同十一月十九日件社成就とある砂演は入南  
村をいへるふて今も同村ふは乙見社といふが  
あるは遷さまたる跡ふ祭るなるべしさて今  
の地ふ移さしはかの砂演より大社の境内ふ  
引かきたる後なる事舊記の文ふて明らかなり  
問上宮は如何  
答須佐之男尊を始諸神を祭る此諸神は神名帳  
ふええたる阿受枳社同社とあるよ鎮座なり  
と昔此宮ふ合祭せらるし由いひ傳へたり須佐  
之男命の神徳は素戔社之條ふいふが如し

問因佐神社は如何

答祭神は建御雷神ふて此神は天神の御使とし  
て大神の御許ふ奉り給ひし時稻佐濱ふて問答  
し給へる縁由より鎮座せらるるべし此所をい  
つと名つくるは大神の國談の語を問給ひ  
し故ふて大神の御子建御名方命と力競し給ひ  
しも此邊ふて建御名方命の手末ふ拵給ひし  
千引石は稻佐浦の沖ふある礫石なりといへり  
問淡社は如何  
答御八玉神の鎮座ふて此神は水戸神の孫とあ

りて天神の勅もて大神ふ御饗を奉り給ふ時  
鴨ふなりて海底ふ入りて埴と咋出て八十瓮を  
作り海布の柄ふて燧白を作り海草の柄ふて燧  
杵を作り火を鑽り出て祝言して天の真名咋と  
て御饗を奉る神なり

問大穴持御子神社は如何

答三歳社といひて祭神は事代主神なり高比  
賣命御年神をも合祭す本は今の地より遙ふ奥  
深き谷ふありしを其は千家所有の山林と鷺浦  
の山境近き所ふ三歳谷といふ名のあるは此社

の鎮座なりし故ふ其名の殘るなりさて事代  
 主神の神徳は阿式神社の條ふいふが如く高比  
 賣命は大神の御子よて此二神は大穴持御子神  
 社とあるふ適へると三歲社といふは御年神を  
 合祭せしよりおこる名なるを知るべし御年  
 神は六年神の御子よて穀物の事ふ靈徳を幸へ  
 給ふ神なり  
 間大穴持伊那西波岐神社は如何  
 答鷲社といひて祭神は稻舂脛命なり合殿ふ  
 八千矛神と白兔神とを祭る此神は天穗日命の

御子天夷鳥命よて又の名を武日照命建比良鳥  
 命天熊大人武三熊命武三熊之大人大背飯三熊  
 大人阿太賀都建御熊命出雲伊波比神伊毘志都  
 幣命など稱へいふなり父命の天神の勅を奉じ  
 て天下を見廻りて復命し給ひ一時ふ事議り給  
 ふまふ建御雷神と共ふ天降し遣はさきて大  
 神を和め鎮め荒ふる神を撥ひ平らけまいつを  
 ば父子の神の忠誠は天地ふ貫きて實祚の無窮  
 と共ふ盡る事なき御功績と立給へると大神の  
 御心ふも甚く適ひたをば天神は天穗日命を祭

主と定め給ひしを受つきて仕奉り給へり然る  
 ば天夷鳥命又天日照命建比良鳥命阿太賀都建  
 三熊命といふは國平の御功績を稱へたる名  
 て稻脊脛とは大神の仰よりて事代主命の三  
 穂崎ふ漁し給へるふ使して國護の請否を問給  
 へる故ふ資ひまして脛は丁を口といふ如  
 く使者ふ立たまへる故の名なるべし又天熊大  
 人大背飯三熊大人といふは天照大御神の御使  
 として保食神の御許よものして稻種を始種々  
 の穀實を取持て奉り給へるに因て資はせる名

ふて稻の事をカガクマ又クマシチなどいふ  
 て天熊といふ名の稻は縁あるは著く伊見志  
 都幣命の伊見は飯の義なるを思ふべし當國  
 飯石郡はこの神の鎮座なるふ因りて飯石と名  
 つくる由出雲風土記ふええて則詫和村の飯石  
 神社ふ鎮り坐せるも此神なり出雲伊波比神と  
 は大國主大神を齋ひまつる職ふなり給へるふ  
 り稱へたるなるべしさて此爲社は攝社中ふて  
 特ふ宏造ふて拜殿神饌所門神社荒垣鳥居等あ  
 り

問十九社は如何

答此二字は天神國神の遙拜所ふて諸神の本宮  
ふ参り集ひませる時はこゝに鎮まりますとい  
ひ傳へたりこの故に本社神在祭十月十五日を  
以て祭日となせり

問釜社は如何

答宇迦之魂神を祭りて一宮ともいふ天文九年  
正月廿日尼子誠久の釜鳴動せしふ因て一宮に  
祭るべき由を請ひし故に其釜を納めたるを以  
て釜社とはいへるなりきて此神の御名は食物

を掌り給ふふ因る事小て宇迦は則食の義なり  
保食神ともいひ豐宇氣毘賣神ともいひて伊勢  
の外宮また山城の伏見よます稻荷神社に此神  
なり

問門神社は如何

答東は宇治神西は久多美神を祭る此二神は御  
門を守護し給ふ神なり

問下宮は如何

答天照大御神を祭る大御神は日界の主宰小て  
天皇の御祖先なり此は伊邪那伊邪那美命の

出雲國志

天下の主を生まじとて産給へる珍子三柱の中  
亦も殊ふ勝をたると靈徳を具へまして御父大神  
も數多の子はあまきとも如此奇異なるはなくと  
甚く喜ばまして天小昇らしめて日界の主宰と  
なり給へるを以て勝をたると御神徳は著きを猶  
近く日光の天地の間ふ照徹るを又ても主宰の  
神徳の廣大ふして之小満る時は生存しがた  
き由は陰地の草木の上よても準らへ知るべし  
問大歳社は如何  
答六年神の鎮座よて此神は須佐之男尊の御子

なるが穀物の上よ功德ある神ふますなり歳は  
田寄ふて穀を田より寄すといふ意を以ていひ  
又年は疾ふて月日の疾く過行くよりいふとも  
申せど其はとまきかくまき此神は田圃耕作の  
事よ功あるよは神典よ明らかなきは其心も  
て敬ひまつるべし  
問神社は如何  
答祓戸神と申して瀬織津比賣神速秋津比賣神  
氣吹戸主神速佐須良比賣神の四柱を祭る此四  
神は罪穢を祓清むる事を掌り給へるを罪穢ば



かり恐しきものなくて身体を不潔よすは病  
 苦を生ずる如く心身の罪穢よ陷きは禍災おこ  
 る事を心得て祓は不浄を清浄よ轉し災害を幸  
 福となすの神法なまば此を信じて此神等の力  
 と頼む時は顯幽の二世共ふ心身の安寧をうく  
 と知るべしいづきの人よても過はなまじ罪は  
 作らじと心掛けても遁をあたく犯し易きは罪  
 穢よて衣服の汚をやすきが如く庭草の生じ易  
 きが如きものなるをまして自己の心よも知ら  
 ず知らず過ち犯し居るよあるべけきは日々夜

夜よ己の心を頼み己の行を戒めて祓給ひ清め  
 給へとまとして四神の靈徳を仰くべし然る時  
 は四神のみならず天神國神も其清心を感賞し  
 給ひて幸福を受くる事は鏡の塵を拂ひて物の  
 影を移すと同じき理を能々思ひ辨ふべしさて  
 此社は千家の古繪圖ふは中鳥居の東の田中よ  
 あまは今の地は後よ移さきたるなり  
 問是より御寶物の事を御尋よ及ぶべし第一ふ  
 貴重なるは何なりや  
 答御内殿よ納めたる神劍は格別なる貴重の御

寶物よて本同様の形ふて二振ありしを元弘三  
 年三月十七日後醍醐天皇の伯耆國船上山よ御  
 駐輦の時ふ繪旨を下さきたるよ因て一振を奉  
 りて寶劔代ふ用ぬ給ひしを今禁中ふ傳へさせ  
 給へるは本宮ふあると同じき模形なりと聞ゆ  
 るは元弘三年ふ奉らむし神劔なるべしと寶劔  
 考證ふえたり此時の繪旨は王道御再興の御  
 祈願のと共ふ千家ふ傳へたり其他琵琶永雲夢  
 想の木葉などは普く人の知る所なり  
 間御琵琶の由緒を教へ給へ

答此器は槽は紫藤腹板は鹽路項は花欄是頭は  
 黃楊轉手は紫藤を以て造るりといひ傳へて銘  
 を谷風といふ又槽材よりて紫藤の琵琶とい  
 いひ撥面の圖よりて龍虎の琵琶といひへり  
 さて此器の腹板の鹽路なるよ胡琴教録よ師説  
 云玄上波紫檀乃飛多甲腹波顯地乎三枚繼也孝  
 道云五枚繼也とあるふて玄上同物なる目は知  
 らまいたるを玄上は禁秘御抄よ書かせ給へる如  
 く累代の寶物として鄭重なま給へるを思ふ  
 ふ此器の珍寶なる事をも知るべきなり文政

十一年二月光格天皇叙覽あるべき旨勅ありて  
 同十一月上官嶋彈正佐草尙書守護して上京し  
 翌十二年正月十六日叙覽ありて遂に禁中より留  
 め給ひしを同十三年則天保元年九月殊勝の古  
 物叙感尤深き旨を達せらるる更ニ御修覆を加へ  
 らるる新ニ錦囊を製造ありて黄金廿兩を副へて  
 返納し給ひし事ありき  
 問永雲夢想の木葉は如何  
 答此は狩野法橋永雲といふ畫工の靈夢を蒙り  
 て授かりし木葉なるが靈夢の次第は永雲は出

雲の國守松平綱近の臣よて天質鼻柱至て低  
 畫術よは勝をたせども年老ぬるよ從ひて眼鏡  
 かけ難く畫かくよ甚勞して左手よ眼鏡を撃げ  
 つゝ有しを時は延寶四年九月國守よ從ひて大  
 社よ恭誦す平素信仰の志厚けきども唯國守の  
 壽命子孫の安康をのみ祈りて其身の爲よは聊  
 も願をいさざせども人体の美醜は鼻の高低よ  
 關すきは鼻は形の本ともいふべきよ永雲鼻の  
 形薄く生ましは人品の本意な事と思ひつゝ  
 慈母の胎内よても神の加護ななくてかゝる身と

生をぬると今更に祈るべき道なりと心は深く  
思ひ恐るぬ爰に社籠の折畏こくも神夢ありて  
小蛇木葉を牙の如く口よ含み首をあげ尾を動  
かし來て云はく大神汝が誠を感じ今我をして  
汝が鼻の隆準なるを願はく此葉をもて志ば志  
ば摩てよと教へさせ給へりといふまゝ夢さめ  
けせば奇異の思ひをなして枕邊をえせば二枚  
の木葉ありいと不思議な思ひつゝ試み木葉  
をもて鼻を摩つゝ又思ふよかゝる奇異の事を  
廣く語らば世人妄誕とすべし輕々しく語るべ

からまると自から戒めて有しよ又夢を告ありて  
汝或は信じ或は疑ある故ふ速に其應なり只專  
ら誠を盡して鼻を摩てよといひて覺たり神慮  
深く恵をたを給ふ事を喜ひ頻ふ他念なく葉を  
もて摩しがば鼻梁いつとなく高くおこり眼鏡  
も又おのづから掛やすくなまると猶つゝしみ  
て人よは語らざりき然るよ一日國守の前より出  
たるよ永雲が鼻の高くなまると如きはいかよ  
と左右よ問はせけせば人々皆然りといふこと  
よ於て始めて神夢を語り木葉を披露せしよ其

葉の形桃に似て桃にあらず永雲畫工なる故よ  
 草木を普く知るといへども何の葉たる事を詳  
 よせず國守始人々其靈徳を感せらるし永雲  
 自いらかの靈蛇を摸し神夢の始終を備士黒澤  
 弘忠よゑるさしめ神賜の木葉としも神殿よ  
 納めたるふても神徳の微細を遺し給えざるを  
 見るべし

問御寶物は拜見を許さるゝ事なりや

答願ふ依ては許すといへども毎年三月一日の  
 大祭四月九月の教會祭十五日より十七日まで

の三日の間は教會講社の信者ハ經覽を許す事  
 なり前よいふ外よて一二を尋ぐせば書畫は靈  
 元天皇の御宸筆を始徳川將軍家綱の畫同家宣  
 の歌帖土佐光起の三十六歌仙額等あり刀劍は  
 豊臣秀吉の佩刀銘ハ光忠鳥丸太刀銘ハ友成其  
 他國光等の作あり甲冑は足利義政其外の寄附  
 あり又吉川駿河守廣家の征韓の時王城より持  
 歸る所の白玉笛板倉周防守勝澄の寄附青鸞羽  
 矢等を始其他は枚舉ふ追あらざるなり  
 問十月に諸神の集會ありといふは如何

答大神は大地官として幽冥の大主宰なまば大地  
 地は祭るは天神國神の別なく一切悉管轄し給  
 ふ所なりこの故に幽冥の神政上につきては諸  
 國分掌の諸神時々参り給ひて親裁を請給ふ事  
 あるべきは地方官の大政府に願何となすが如  
 き理なり然まば諸神の大社に参り給ふは唯十  
 月小限るよあらざまども毎年十月よは昔く諸  
 國より参り給ふ故に誤りて此月よのみ参り給  
 ふと思ふ者なりかくて集り給ひては諸神の受  
 持なる國々所々の幽政の趣を奏上し特よ氏子

の靈魂の事を取扱ひ給ふなるべし  
 問天穂日命の裔よて世々祭祀を主とり給ひて  
 今よ至るよて血統の連綿たる事は世の稀なる  
 所よて尊むべき事なるが願はくは世代中よて  
 其規模たる事を承りたりし  
 答天穂日命は天照大御神の第二の御子よて神  
 傑と稱せらまはし、やどの神なる故に大さ功  
 績を立てて遂に大國主大神の祭主となまはりこの  
 時熊野櫛御氣野命より燧白燧杵を授かりて神  
 火を食して常よ深敬を異よす是國造職となる

よは神火相續する事の緣由なりざる故に神火  
 相續の神式は櫛御食野命の鎮坐す意宇郡熊野  
 神社より行ふ事なりしを中世已來同郡神魂神  
 社より其式を行へどもその翌年は熊野神社よ  
 参向して神式を行ふ例規なり源頼朝の文書よ  
 該社を日本火出初神社とあるもこの謂よよき  
 るなりさて其御子天夷鳥命も父神と共に功績  
 を立給ひやがて祭主の職を受つがきしより世  
 々傳へて八十代の久しきま至るまで連綿と  
 して仕へぬるなり然るば大社の祭祀のみなら

す出雲の國內の神事を掌りし事は日本紀纂疏  
 よ天穗日命者出雲臣之上祖主國內諸神之祭  
 者自神代權輿也と見え舊記にも出雲國造者兼  
 祭天神地祇之神職也雲州諸社之神官等者國造  
 祭事之代官也とあるが如くよて此外遠國よも  
 神事を掌りし神社ありつるなりさてかく祭主  
 となりては神事のみならず國內の諸事をも兼  
 治めらるゝが國造といふ稱の初めて見えたる  
 は國造本紀よ出雲國造瑞籬朝以天穗日命十一  
 世孫宇迦都久怒定期國造とありて瑞籬朝とは

崇神天皇の御代よて此天皇の六十年よ事故ありて大神の祭祀を懈怠せしを勅して祭らしめ給ふ由日本紀よええたるは國造本紀よ宇迦都久怒を國造よ定め給ふとあると同時になるべしおくて康永二年よ兩家と立別きて兄孝宗は國造千家と稱し弟貞孝は國造北島といひて是兩國造の起元なり此後は大社の祭事を分掌して正月は千家の持月二月は北島の持月と月を分ちて其神事よ仕へしを明治二年三月二日千家尊澄北島全孝共よ從五位下よ叙せらる同月四

日よは從四位下よ推叙ありて天顏を拜し和錦二卷つゝを賜へり同年四月神祇官更よ兩國造よ命じて大社の祭式を主とらしめ千家をして當職中上座たるべき旨を令せらる然るよ同四年四月神社御改正よて位記返上すべき旨を達せらるしが同年十二月華族よ列せらるて更よ從五位下叙せらる翌五年正月よは兩國造の職務を免さる余をして大官司よ任ぜらるたり是神代已來祭事を主とする上の變遷ある概畧なり抑國造は國々よありつぎども朝廷の任式の嚴



重なるは出雲と紀伊の國造に限る事にて其中  
 よも特に出雲國造の重く扱はせし事は貞觀儀  
 式に詳なる式を載らせたるにて明らけきを加  
 之神賀詞奏上といふ事ありて此は天皇の御代  
 始または格別の吉事ありし時に行はせし儀式  
 にて其趣意は天神の勅もて天穗日命を祭主と  
 定め給ひし起りて饗祚の永昌を祝するはい  
 ふも更もて今も御位に即かせ給ふは大國主大  
 神の天下を譲り給ひし故事に因て御讓の吉詞  
 と奉らせ給ふなせば或人の説に神賀詞とは神

依詞もて大神の天下を譲りたまへるに因り  
 といへりさば此奏事は天穗日命より次々  
 仕へ奉りけむを書よえたる始は元正天皇の  
 靈龜二年二月國造果安の奏せらるしよて其後  
 は廣嶋弟山益方國上國成人長旅人豐持等の仕  
 へらきて其式の延喜式に載せらるれば其頃  
 まては行はせしなるべきをかゝる重き儀式の  
 廢せぬるはいと歎かはしき事にて復古あらま  
 ほしく思ふなり又名高く人の知る野見宿禰  
 は天穗日命の裔孫もて我家より出たる人なる

が世人は垂仁天皇七年、當麻の蹶速といふ大  
 力ある者と力競べして勝たせつる勇力をのみ  
 稱賛して此宿禰の大功のある所を知らざる者  
 多し其次第は蹶速、勝たせし勇力を垂仁天皇  
 よは甚く賞し給ひて領地をも賜ひて都に留め  
 て侍臣の列に加へたまひしを當時の風俗、天  
 皇后妃皇族の御葬は殉死として近臣を生なが  
 ら、壙穴内を埋めらるゝ事なりしを三十二年皇  
 后日葉酢媛命の薨給ひし時、天皇の仰せより從死  
 の道は不可なるを、知きは今度の葬はいかよ

てうよけむと群臣は問はせ給へば野見宿禰は  
 建議して云はく、生人を埋むるは不可なり、後世  
 よ傳ふべからず、今便事を議りて奏せむとて出  
 雲國より土部百人を喚上せて、壙を以て人馬種  
 々の物の形を造りて獻じて、自今以後是土物を  
 もて生人よ易へて、陵墓に樹て、後葉の法とせむ  
 と奏せらるし、天皇大に喜び給ひて、汝の議す  
 る所朕心よ合へりとして、遂に命を下して、今より  
 後この土物を用ゐて人とな傷りせと定め給へ  
 りかくて、厚く野見宿禰の功を賞めて、土部職よ

任じ鍛地を賜ひ本性出雲を改めて土師臣とな  
し給へり此謂ふ因て土部連は天皇の葬儀を主  
とりし事日本紀よ見えたり然まば野見宿禰の  
議より幾多の人を傷ふ事を止めらるし善功は  
後葉よ永く傳へて仰くべき事なるを積善の家  
よは餘慶ありといふ如く果して此裔孫は菅原  
秋篠大江の諸氏と彌榮よ榮え天満宮と崇敬す  
る道真公も此裔なる事を知るべし猶委しくは  
千家系譜風調館問答をえて明らかむべきなり  
問御靈驗を蒙りし話を一二御示しを願ひたし

答天下經營の大功德ありて幽冥の大主宰とま  
す故よ生前死後の別なく其靈徳を蒙らざる事  
なしさきと目前の小事は見易く永遠の大事は  
知り難きは人の常なきは近きより遠きよ及ぶ  
が如く小をあげて大を悟らしむるも緊要の事  
なりさる故よ御功德の大なるは前條よ略申し  
述べたるを御靈驗を蒙りし事は神恩記を見て  
知るべしさきと神恩記よあはるせる所大神の大  
神たる所の御靈驗なりと一途よ聞きては實よ  
小さき事なきは思ひ誤らざる様よ見るべきな

り

出雲大社は鎮坐す大國主大神は天下を經營し給ひ幽冥の大主宰とたゞせ給へば此大地は生とし生ける者はいづれか恩徳を蒙らざるべき然せば其恩徳を報い奉るべきは人の緊要なる務なるを徒に思ひすぎるとあるをこゝに教會の信者の神徳のゆゑよしを問まをす折々我千家大教正の答給ひし事を佐々木吉川の二氏傍に聞きつゝ記さむつゝが如此一冊となりふけきば同じくは世に公にして廣く講社に頒ち

なほ諸友の望よも適ふべしと相議りてものゝ  
つるよなむさきと此は其概畧を示し給へるが  
上も猶聞きもらひ記し落しつるも多かりぬべ  
けきは此を以て大神の神徳を盡せりとな思ひ  
そ唯廣大なる恩徳の一端をふるべき裨益とな  
すべくこそ

明治十二年九月 權少講義島 多豆夫

〔御用書林 村上活版所印行〕

明治十二年五月五日出版御届  
同 年 十一月刻 成

編集人

島根縣士族

佐々木 幸 見

出雲國神門郡杵築八十二番地

同縣平民

吉川 賢 太郎

同國同郡同村七百五十一番地

出版人

同縣士族

千家 義 丸

同國同郡同村八十五番地

定價一錢

7  
1  
18

